

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画策定の背景と改定の目的
- 第2節 計画の役割と性格
- 第3節 計画の期間

第1節 計画策定の背景と改定の目的

八戸市は、海・川・山などの豊かな自然に恵まれ、縄文のいにしえより、人々はその自然から様々な恩恵を享受することで生活を営んできました。

一方、高度経済成長と歩みを同じくして、当市の臨海部では急速に工業化が進んだ結果、大気汚染や水質汚濁などの公害問題に直面した歴史もあります。昭和39年に新産業都市に指定され、昭和40年代に大規模工場などが多数立地し、水産都市から工業都市へ急速に発展したことに伴い、大気汚染が原因となった健康被害が発生しました。当市では、昭和41年4月に当時の環境衛生課内に「公害係」を新設し、公害防止協定の締結や公害防止条例の制定など、早くから公害対策に取り組み改善が図られました。平成13年4月には特例市の指定を受け、さらなる対策強化に努めており、現在では概ね良好な状態が保たれています。

また、効率性や利便性を優先する社会経済活動の結果、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型のシステムが形成されたことで、天然資源の枯渇や生物多様性の喪失、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での対応を要する新たな環境問題を招きました。

このような背景から、当市では将来にわたって市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、平成16年12月に「八戸市環境基本条例」を制定し、この条例で定める環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向け、環境関連施策を総合的かつ計画的に推進するため平成17年2月に「八戸市環境基本計画」、平成25年3月に「第2次八戸市環境基本計画」を策定しました。これに基づき、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担いながら、様々な関連施策を実施してきましたが、その後、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

特に、深刻な問題となっている地球温暖化については、地球規模での地球温暖化対策を進める実効的な新たな国際的枠組みとして2015年（平成27年）12月に採択された「パリ協定」を踏まえ、政府は2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。同計画では、温室効果ガスの排出を2013年度（平成25年度）比で2030年度（平成42年度）に26%削減する中期目標と、2050年度（平成62年度）までに80%削減する長期目標を定めています。

さらに、当市においては、平成29年1月に中核市へ移行し、これまで青森県が所管していた産業廃棄物対策、大気汚染対策等の事務が移譲され、市民及び事業者により身近できめ細かな行政サービスの提供が可能となり、環境行政のさらなる充実が求められています。

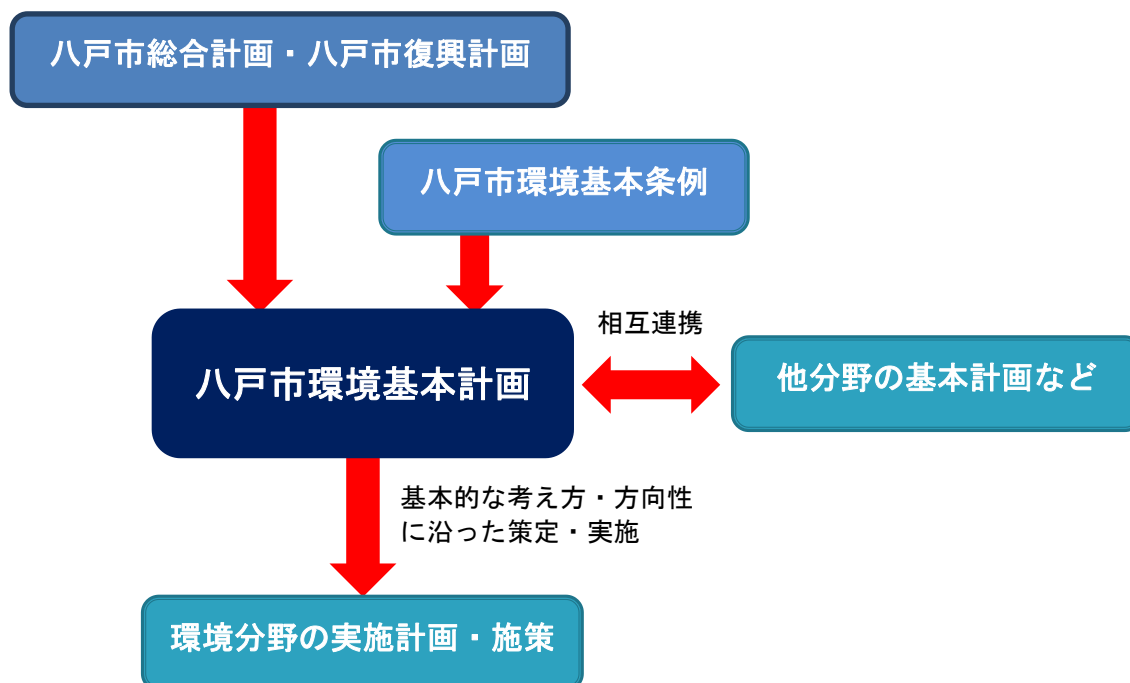
そこで、このたび、10年を計画期間とする第2次八戸市環境基本計画の中間年度にあたり、地球温暖化への対策、東日本大震災以降の電力需給をはじめとするエネルギー政策の転換、当市の中核市移行など、国や当市を取り巻く状況の変化に対応するため、第2次八戸市環境基本計画の改定を行うこととしました。

第2節 計画の役割と性格

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八戸市環境基本条例第8条に基づき策定されるものであり、八戸市総合計画及び八戸市復興計画における環境関連分野の施策を推進する役割を担っています。

また本計画の推進は、市・市民・事業者の各主体が協働のもと、自主的な取組みを行うことが不可欠であることから、市の環境施策だけではなく、市民・事業者が環境に配慮した行動をするための指針も示しています。

<環境基本計画の位置づけ>



第3節 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とします。

なお、本計画の中間年度である平成29年度に中間見直しを行い、平成30年3月に第2次八戸市環境基本計画改定版を策定しました。